

## 1. はじめに

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）において、一定の条件に該当する場合に車椅子使用者が円滑に利用できる駐車区画の設置を義務づけ、障害者等用駐車区画の整備を促進している。一方、その区画に障害がない人が駐車する等により、障害のある人が駐車できない問題も発生しており、その適正な利用も求められている。

こうした課題に対応するため、各地方公共団体において障害者等用駐車区画の適正利用の取組を行っている。中でも、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する「パーキングパーミット制度」（以下、「制度」という。）は平成 18 年に佐賀県で導入されて以降、多くの府県において導入されている。

また、政府に対しても、障害者の駐車環境の確保が課題との意見も出されており、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」において、パーキングパーミット制度について、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げるとしたところ。

本とりまとめは、パーキングパーミット制度を既に導入している地方公共団体における制度の導入状況や運用上の課題、導入が進んでいない地方公共団体の障害者等用駐車区画の適正利用の取組や課題、他国の実態等を把握し、本制度がより広く普及し、その結果として障害者等用駐車区画の適正利用が進むよう、有識者へのヒアリングや都道府県へのアンケート調査結果を踏まえて、とるべき施策等について、とりまとめるものである。